

**次世代育成支援対策推進法に基づく
一般事業主行動計画**

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 4月 1日～ 令和 10年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場
復帰をサポートする。

<対策>

- 7年 4月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業
給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 7年 4月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定継続

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、人事評価制度にワーク・ライフ・
バランスに関する評価項目を追加する。

<対策>

- 7年 4月～ 評価項目・評価基準等の検討
- 7年 4月～ 人事評価制度について周知、評価者研修の実施継続
- 7年度～ 人事評価制度による評価実施